

香美町農業委員会総会(第12回)議事録

1 開催日時 令和6年2月26日(月) 9:30～10:45

2 開催場所 香美町役場 3階 庁議室

3 出席農業委員(13人)

会長	1番	古川	功兒
会長職務代理者	2番	吉川	正人
委員	4番	小谷	直美
	5番	山本	薫
	6番	橋本	幸長
	7番	前田	精一
	8番	米田	和弘
	9番	田中	一馬
	10番	北村	宏明
	11番	文堂	福一
	12番	田中	憲二
	13番	岡田	久志
	14番	井上	竹雄

4 欠席農業委員(1人)

委員 3番 白岩 寧

5 出席農地利用最適化推進委員(10人)

	1番	吉田	栄雄
	2番	高田	勝
	3番	青山	政行
	4番	福田	好美
	5番	小林	隆夫
	6番	岡	昭三
	7番	田野	豊博
代表	8番	毛戸	誠
副代表	8番	東垣	泰彦
	10番	本上	純也

6 欠席農地利用最適化推進委員(0人)

7 議事日程

第1 会期の決定 2月26日 1日間

第2 議事録署名委員の指名

第3 報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出について

第4 議案第37号 非農地証明願承認について

第5 議案第38号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

第6 議案第39号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認について

8 農業委員会事務局職員

事務局次長	榎 秀俊
書記	中村 達也

9 会議の概要

議長 日程第1 会期の決定を議題とします。お諮りします。会期は本日1日としてよろしいか。

(異議なし)

議長 異議なしの声がありますので、会期は本日1日とします。

議長 日程第2 議事録署名委員の指名をします。
本日の議事録署名委員は11番「文堂福一委員」と12番「田中憲二委員」にお願いしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長	異議なしの声がありますので、11番「文堂福一委員」と12番「田中憲二委員」よろしくお願ひします。
議 長	日程第3 報告に入ります。 報告事項として、農地法第3条の3第1項の規定による届出を1件受け付けていますので、事務局に届出内容を朗読させます。
事務局	①届出者、②権利を取得した者の氏名等、③土地の表示等、④権利を取得した日、⑤権利を取得した事由、⑥農業委員会によるあっせん等の希望の順に朗読する。
議 長	事務局の朗読が終わりましたが、ご質問やご意見等はございませんか。
5番	相続した筆の中に河川敷があるが、それはどう処理したら良いか。また、指導したらよいか。
事務局	河川管理者と相談するのが良いと思います。
	(質問・意見等なし)
議 長	ないようですので、届出を受理することとします。
議 長	日程第3 議案第37号「非農地証明願承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、申請人、利用状況、参考資料として議案資料①1ページから15ページです。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第37号 番号1番の非農地証明願について、2月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」、担当委員として「白岩 寧委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
13番	現地調査の報告をします。申請地の場所は、付近見取図をご覧ください。新しいトンネルがありまして、そのトンネルを出て南側に200mほど行ったところに石材店があって、それから150mほど行ったところでした。申請地は現況写真のとおり、平成15年頃から耕作放棄地となり原野となっていました。地目変更登記のための申請となっています。ご審議のほどよろしくお願ひします。
議 長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
9番	現況写真を見る限りでは非農地という判断が難しく見えますが、現地はどうなんですか。
事務局	写真ではわかりにくいですが、申請地は日陰で、なおかつ下がぬかるんでいて、とても農地に戻すことが難しいような場所でした。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願ひ出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。

	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第37号 番号1番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第37号 番号2番の非農地証明願について、2月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「岡田久志委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
13番	現地調査の報告をいたします。場所は、位置図、付近見取図をご覧ください。県道沿いのバス停より200mほど行った細い道を上に100mほど上がったところでした。現地は以前畑として使用していたようですが、平成2年に増築されて、現況写真のように家というか倉庫と駐車場になってしまったようです。家を売買するための地目変更登記のための申請です。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	「岡田久志委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第37号 番号2番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。
議長	次に議案第37号 番号3番の非農地証明願について、2月20日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	失礼します。申請地は、町道沿いの自宅の後ろ側が申請地でございます。現況写真の上から撮った写真をご覧ください。相続人が相続放棄し、相続財産清算人による申請です。地目変更のための申請となります。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議長	質問や意見等がないようですので、採決を取ります。願い出のとおり「可」とすることに決定してよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いいたします。
	(全員挙手)
議長	異議なしと認めます。それでは、議案第37号 番号3番の非農地証明願については、証明を「可」とすることに決定します。

議 長	日程第5 議案第38号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」を議題とします。事務局に議案の朗読と3条調査の説明をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、譲受理由、譲渡理由、譲受人耕作面積・耕作者数、参考資料として議案資料①16ページから27ページです。続いて、本日お配りしています議案資料②の調査書をご覧ください。以下調査書を朗読し、農地法第3条第2項の1号から6号まで確認したことを説明する。
議 長	事務局の朗読が終わりました。それでは、議案第38号 番号1番の申請について、2月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」が現地調査をしていますので、「文堂福一委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
11番	はい、それでは現地調査の報告をいたします。位置図と付近見取図をご覧ください。国道の村岡高校前交差点を西側に入り、100mほど行きます建材事務所があります。その手前の道を南側に200mほど行きますと集落があります。その集落内の高校の下あたりに位置します。譲渡人は不在地主であり空家となっていました。空家バンクに登録したところ譲受人が3年前から居住いたしました。状況写真のとおり、きれいに管理されております。令和4年は田んぼの作付けをしていました。この地域の方々とも良好な関係で地域の総事にも参加し、農作業にも協力しておられます。申請内容は譲渡人は不在地主で農業を廃止し、譲受人が譲渡人の要望に応え、所有権移転のための申請です。みなさまのご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	「文堂福一委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号1番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第38号 番号1番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第38号 番号2番の申請について、2月20日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	申請地は町道沿いの広井橋の交差点から少し行った自宅の横になります。譲渡人の経営規模縮小の要望に譲受人が応えたもので、二人の関係は姉妹であり、現地に近い妹が夫と共に管理していくそうです。ご審議のほどよろしく申し上げます。
議 長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号2番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)

議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第38号 番号2番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	次に議案第38号 番号3番の申請について、2月20日に現地調査委員であります「田中憲二委員」と「井上竹雄委員」が現地調査をしていますので、「田中憲二委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。
12番	現地調査の報告をします。申請地は町道の自宅の近くになります。詳細は付近見取図をご覧ください。譲渡人は相続財産清算人ということで、相続を清算しようとするものを譲受人がそれに応じたものです。所有権移転許可申請となっています。ご審議のほどよろしくをお願いします。
議 長	「田中憲二委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。
9番	譲受人は現在は農機具等を所持しておらず、また、住所も遠いですが管理は大丈夫でしょうか。
事務局	この案件は相続放棄された財産を全て引き入れるという特殊な案件となっております。ももとの被相続人と譲受人との関係は親戚となるようです。譲受人は葉草等を作られるようで、今後必要な農業機械等をそろえられて畑として管理していくそうです。農業従事日数も現在は少ないですが、徐々に増えていくと思われます。
	(質問・意見等なし)
議 長	質問や意見がないようですので、採決を取ります。番号3番は申請のとおり許可することにご異議ございませんか。ご異議のない方は挙手をお願いします。
	(全員挙手)
議 長	異議なしと認めます。それでは、議案第38号 番号3番の申請については、許可することに決定しました。
議 長	日程第6 議案第39号「農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について」並びに「農地法第5条の規定による農地等の賃借権設定許可申請承認」を議題とします。事務局に議案の朗読をさせます。
事務局	番号、土地の所在地、登記地目、現況地目、登記面積、譲受人、譲渡人、転用目的、施設の概要、農地区分、参考資料として議案資料①の28ページから40ページです。
議 長	8番委員は、退席をお願いします。
議 長	事務局の朗読が終わりました。議案第39号 番号1番の申請について、2月20日に現地調査委員であります「吉川正人委員」と「小谷直美委員」が現地調査をしていますので、「吉川正人委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。

2番	<p>現地調査の報告をいたします。それでは申請地の場所の方ですが、高規格道路佐津インターを左折し、海岸方面に約500mほど行ったところの右手になります。現在、水産加工施設があり、その北側になります。申請地は水田となりますが、一部、耕作されていないもありました。隣接地は田んぼと、加工施設、県道と河川敷となります。申請内容は大手スーパーが水産加工工場、駐車場、緑地帯を建設するもので、字限図中央にある10mほどの水路は、許可取得後に払い下げする予定です。処理水も県と調整済みで問題ないと思われます。防波堤側に鳥獣害の電気柵を張っていますがそこも話し合い済みだそうです。また、建設中の間についても隣の耕作者とは協議済みということです。出入口は、既存の建物を撤去し、出入口とするようです。面積は約4反くらいの転用となりますので今後は県の農業会議所が来るそうです。建設に伴いまして周囲との問題は無いものと思われませんが、委員の皆様のご審議、よろしく申し上げます。</p>
議長	<p>「吉川正人委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p>
7番	<p>処理水は田んぼに利用されるのですか。区長、農会長の同意はできているでしょうか。</p>
2番	<p>この辺りの田んぼの水利は佐津側から入ってきてます。区長、農会長の同意なしでは申請として認められませんので、全て整っているものであります。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第39号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の可とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。それでは、議案第39号 番号1番の申請については、香美町農業委員会の可とする意見書を添えて知事に進達します。</p>
議長	<p>8番委員は、着席をお願いします。</p>
議長	<p>次に議案第39号 番号2番の申請について、2月20日に現地調査委員であります「文堂福一委員」と「岡田久志委員」、担当委員であります「田中一馬委員」が現地調査をしていますので、「田中一馬委員」に現地調査の報告と申請内容の説明をお願いします。</p>
9番	<p>現地報告をさせていただきます。位置図、付近見取図をご覧ください。県道の道の駅から南側に約1.5kmほど進んだところの川淵の田んぼになります。申請内容は、譲受人が残土を利用した農地改良を譲渡人に提案し、譲渡人もそれを要望したうえで双方が合意したものとなります。昨年の台風7号で堤防から1mくらい水位が上がって現在は耕作されていませんが、今回、残土を入れることにより道と同じくらいまでの高さとなり、また農地として利用していきたいということです。ご審議のほどよろしく申し上げます。</p>
議長	<p>「田中一馬委員」から現地調査の報告と申請内容の説明が終わりましたが、ご質問やご意見はありませんか。</p> <p>(質問・意見等なし)</p>
議長	<p>質問や意見がないようですので、採決を取ります。議案第39号 番号2番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達することとしてよろしいか。ご異議のない方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>

議 長 異議なしと認めます。それでは、議案第39号 番号2番の申請については、香美町農業委員会の「可」とする意見書を添えて知事に進達します。

議 長 以上で、審議について終わります。

議事録署名委員

㊟

㊟